

保護者のみなさまへ

宝塚市教育委員会

## 令和5年度特別支援教育就学奨励費について(お知らせ)

市立小・中学校の特別支援学級に在籍している若しくは学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者に、就学による経済的負担を軽減するため、学校教育活動における必要な経費の一部を援助します。

就学奨励費の希望有無の確認と手続きのため、必要書類をご提出ください。

## 1. 就学奨励費の支給額(年額)

| 援助対象項目                 |       | 小学校  | 中学校                          | 備考                      |
|------------------------|-------|--|------------------------------|-------------------------|
| 学用品・通学用品購入費            |       | 年額5,820円<br>(1期1,940円×3回) ※                                  | 年額11,370円<br>(1期3,790円×3回) ※ | 支給区分<br>I、II<br>に支給     |
| 新入学児童生徒<br>学用品・通学用品購入費 | 1年生のみ | 年額 25,555円<br>(1期の支給日に)                                      | 年額 30,490円<br>(1期の支給日に)      |                         |
| 学校給食費                  |       | 実費の半額  |                              |                         |
| 校外活動費                  | 日帰り   | 実費の半額<br>(800円を限度)   | 実費の半額<br>(1,155円を限度)         |                         |
|                        | 宿泊    | 実費の半額<br>(1,845円を限度)   | 実費の半額<br>(3,105円を限度)         |                         |
| 修学旅行費                  |       | 実費の半額<br>(10,790円を限度)  | 実費の半額<br>(28,860円を限度)        |                         |
| 通学費                    |       | 公共交通機関利用者は実費(支給区分IIIは、実費の1/2)<br>自家用車は別表の通り(支給区分IIIは、別表の1/2) |                              | 支給区分<br>I、II、III<br>に支給 |
| 交流学习交通費                |       | 実費<br>(支給区分IIIについては、実費の1/2)                                  |                              |                         |
| オンライン学習通信費             |       | 新規契約にかかる実費の半額<br>(7,000円を限度)                                 |                              | 支給区分<br>I に支給           |

※途中認定は月額(小学校485円 中学校948円)で算定

下記期間ごとに登録口座へ振り込みます。

|              |            |
|--------------|------------|
| 1期分(4月～7月分)  | 10月下旬頃(予定) |
| 2期分(8月～11月分) | 1月下旬頃(予定)  |
| 3期分(12月～3月分) | 4月下旬頃(予定)  |

## 2. 提出書類

- ◆特別支援学級在籍のごきょうだいと同じ学校にいる場合は、1部で申請いただけます。小学校・中学校に分かれる場合は、それぞれに分けて提出をお願いします。

### 【全員提出】（1）特別支援教育就学奨励費申請書 兼 辞退届

- \*保護者が他市・海外等に単身赴任している場合、赴任先で令和5年度所得課税証明書(令和4年中の収入)を発行し、添付してください。
- \*令和5年1月2日以降の転入者については、前住所地の市区町村の発行する令和5年度所得課税証明書(収入のある方全員)を添付してください。

### 【1年生のみ】（2）特別支援教育就学奨励費口座振込依頼書

- \*在学年については、原則、支給実績のある口座を再登録します。再登録口座については、後日配布する認定通知書にてご確認ください。
- \*在学年で初めて申請される方・登録口座の変更をご希望の方は、学校事務または特別支援級担任までお申し出ください。

### 【対象者のみ】（3）通学費に関する申請書（別表参照）

- \*学校長の許可が必要です。変更をご希望の方は、学校事務または特別支援級教員までお申し出ください。

## 3. 提出期限（※提出期限を守って、早めにご提出ください）

令和5年6月15日（木）までに、各学校へご提出ください。

## 4. その他

- ・生活保護法による教育扶助を受給している方は対象外です。「申請しない」にチェックを入れて提出してください。
- ・就学援助を申請中の方は、就学援助の審査結果に応じて認定するため、提出書類はすべて揃えてご提出ください。
- ・申請に対する結果は2学期以降に学校を通じてお知らせする予定です。審査状況（書類不備等）によっては保留となり、結果の通知が遅くなる場合があります。
- ・なお、期限までに申請書等の提出がない世帯、所得の未申告等で審査ができない世帯、世帯員を偽って申請した世帯は、受給できない場合があります。
- ・オンライン学習通信費支給申請についてのお知らせは、2学期以降に、支給区分Ⅰの認定者に配布予定です。なお、オンライン学習通信費は、対象年度中に新規に回線契約を行った家庭のみに、1家庭につき1回限りの支給です。支給実績のあるご家庭につきましては、次年度以降については支給対象外となります。

## 5. お問い合わせ

宝塚市教育委員会事務局 学事課 特奨費担当（直通電話 0797-77-2366）

通学費（自家用車）（※支給区分Ⅲについては、この半額）

○ 自家用車を利用する場合のガソリン代に相当する額（予定額）

| 平均片道の利用距離       | 1ヶ月分の支給額 |
|-----------------|----------|
| 1km 未満          | 400 円    |
| 1km 以上 2km 未満   | 900 円    |
| 2km 以上 5km 未満   | 2,000 円  |
| 5km 以上 10km 未満  | 4,100 円  |
| 10km 以上 15km 未満 | 6,500 円  |
| 15km 以上 20km 未満 | 9,000 円  |
| 20km 以上 25km 未満 | 11,500 円 |
| 25km 以上 30km 未満 | 14,000 円 |
| 30km 以上 35km 未満 | 16,500 円 |
| 35km 以上         | 19,000 円 |

○ 欠席日数（実績）に基づく減額支給割合

| 各月の欠席日数          | 減額後支給割合 |
|------------------|---------|
| 出席すべき日数の内、半分以上欠席 | 2分の1    |
| 全欠席              | 支給なし    |

対象者：学校長から主たる通学手段として自家用車の利用が認められている児童生徒

※ 毎日の通学に利用する場合があります。

「雨の日に自家用車で送迎する」等は対象外です。

算定方法：

- ・自宅から学校又は最寄りの駅もしくはバス停留所までの距離及び出席日数に基づいて算出します。
- ・保護者の通勤途中等で児童生徒を送迎する場合に係る経費は対象外です。
- ・夏休み中は支給対象期間外です。

その他：

年度途中で転居等により、申請内容に変更が生じた際は、速やかに学校長までご連絡をお願いします。

※ 教育委員会が算定します。保護者様で計算いただく必要はありません。

支給区分判定基準

- 支給区分Ⅰ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の1.5倍未満
- 支給区分Ⅱ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の2.5倍未満
- 支給区分Ⅲ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の2.5倍以上

令和5年度特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表

1 生活扶助基準 (月額) 前年12月末日現在

(1) 第1類の額 (世帯全員について個人別に測定)

前年12月末日現在

| 1 級地-1 |        | R4          |  |
|--------|--------|-------------|--|
| 区分     | 第1類の額  | 生まれ年        |  |
| 70歳以上  | 32,340 | ～ S 27      |  |
| 60～69歳 | 36,100 | S 28 ～ S 37 |  |
| 41～59歳 | 38,180 | S 38 ～ S 56 |  |
| 20～40歳 | 40,270 | S 57 ～ H 14 |  |
| 12～19歳 | 42,080 | H 15 ～ H 22 |  |
| 6～11歳  | 34,070 | H 23 ～ H 28 |  |
| 3～5歳   | 26,350 | H 29 ～ H 31 |  |
| 0～2歳   | 20,900 | R 2 ～ R 4   |  |

(2) 第2類の額 (世帯単位に測定) (5/12の額に換算済)

5人以上1人を増すごとに加算する額: 440

| 1 級地-1<br>基準額 | 世帯人数   |        |        |        |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7      | 8      |
|               | 48,070 | 53,290 | 55,160 | 55,600 | 56,040 | 56,480 | 56,920 |

5人以上1人を増すごとに加算する額: 83

| VI区<br>地区別冬<br>季加算額 | 世帯人数  |       |       |       |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     |
|                     | 1,667 | 1,988 | 2,254 | 2,337 | 2,420 | 2,503 | 2,586 |

(3) 期末一時扶助 (世帯員全員について個人別に測定) (1/12の額に換算済)

| 1 級地-1<br>1,182 | 世帯人数  |       |       |       |       |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     |
|                 | 2,364 | 3,546 | 4,728 | 5,910 | 7,092 | 8,274 | 9,456 |

2 教育扶助基準 (月額) (小・中学校、特別支援学校の小・中学部の就学者について個人別に測定)

| 基準額 |       |
|-----|-------|
| 小学校 | 2,150 |
| 中学校 | 4,180 |

| 学校給食費 |       |
|-------|-------|
| 小学校   | 4,207 |
| 中学校   | 4,953 |

3 住宅扶助の基準 (月額) (世帯単位に測定)

|        |
|--------|
| 1 級地-1 |
| 13,000 |

4 障害者加算 (月額) (障害者加算控除単価)

|        |
|--------|
| 1 級地-1 |
| 26,850 |

支給区分 = 収入額 ÷ 需要額 × 1.5 未満「Ⅰ」、1.5 以上 2.5 未満「Ⅱ」、2.5 以上「Ⅲ」

所得額 = 総所得 - 所得控除

総所得 = 市県民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額 - 10万 × 給与あるいは年金所得者の人数

所得控除 = 社会保険料、生命保険料、地震保険料、ひとり親の控除額

所得月額 = 所得額 ÷ 12

収入額 = 所得月額 - 障害者加算控除

需要額 = a～h 合計

- a. 通学費 校長が許可した交通手段による前年の実費を12で割った月額
- b. 給食費 前年12月未現在の小学生人数 × 小学校給食費基準額 + 前年12月未現在の中学生人数 × 中学校給食費基準額
- c. 基準額 前年12月未現在の小学生人数 × 小学校基準額 + 前年12月未現在の中学生人数 × 中学校基準額
- d. 第1類 年齢(生年による)設定額の世帯全員の合計額
- e. 期末一時扶助費 世帯人数による額
- f. 第2類 世帯人数による額
- g. 地区別冬季加算額 世帯人数による額
- h. 住宅扶助基準